

○新潟県柏崎市市街地循環バス時刻表等に掲載する広告の取扱いに関する規程

平成22年3月5日告示第26号

新潟県柏崎市市街地循環バス時刻表等に掲載する広告の取扱いに関する規程

新潟県柏崎市市街地循環バス時刻表等に掲載する広告の取扱いに関する規程を次のように定め、平成22年4月1日から実施する。

(趣旨)

**第1条** この規程は、市が運行事業者に対して補助又は運行補償を行って維持する市街地循環バス(以下「市街地循環バス」という。)の時刻表等への広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類及び範囲)

**第2条** 時刻表等に掲載する広告は、市の広報媒体としての品位、公共性及び公益性を妨げないものであって、市民に不利益を与えないものとし、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令、条例若しくは規則に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (2) 公の秩序若しくは善良な風俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人宣伝、人材募集その他これに類するもの
- (4) 市が広告の対象となるものを推奨しているかのような誤解を与える表現のもの
- (5) 誇大表示又は不当表示その他表現方法等が不適切なもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、時刻表等に掲載する広告として市長が適当でないと認めるもの

(広告の規格、掲載料金等)

**第3条** 広告の規格、掲載料金等は、別表のとおりとする。ただし、枠数及び作成部数は、市長が別に定める。

(広告の掲載箇所)

**第4条** 広告を掲載する箇所は、市長が指定する。

(広告主となり得るもの)

**第5条** 広告主は、次の各号にすべて該当するものとする。ただし、該当のものであっても市長が不適切と判断した場合は、この限りではない。

- (1) 市街地循環バスの運行目的に賛同するもの
- (2) 市内に事業所及び店舗等を構えているもの
- (3) 市税を滞納していないもの

(広告の申込み)

**第6条** 広告を掲載しようとする者(以下「申請者」という。)は、柏崎市市街地循環バス時刻表等広告掲載申込書(別記第1号様式。以下「申込書」という。)に広告案及び本市の市税の完納を証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

(掲載決定等)

**第7条** 市長は、前条の申込書を受け付けたときは、速やかに申請者及び広告案の内容を審査し、掲載の可否を決定の上、柏崎市市街地循環バス時刻表等広告掲載承認(不承認)決定通知書(別記第2号様式)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、広告掲載希望者が第3条の規定による枠数を超えたときは、抽選により決定した上で、前項の規定による承認又は不承認を行うものとする。この場合において、広告掲載承認件数が枠数未満となったときは、抽選で漏れた者を優先して承認することができる。

3 市長は、広告案を審査した場合において、必要があると認めるときは、申請者に修正を求めることができる。

(広告原稿の作成及び提出)

**第8条** 広告原稿は、市が指定する方法により広告主の負担で作成し、市が指定する期日までに提出するものとする。

(掲載料金の納入)

**第9条** 広告主は、前条の規定による広告原稿の提出後、市の指定する期日までに掲載料金を納入するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(広告主の責任)

**第10条** 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

(広告掲載料金の還付)

**第11条** 広告掲載料金は、還付しない。ただし、市の都合により広告の掲載ができなくなったときは、この限りでない。

(広告掲載の取消し)

**第12条** 市長は、次に掲げる場合には、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに原稿を提出しなかった場合
- (2) 広告主又は広告内容が不相当と判断した場合
- (3) 指定する期日までに広告掲載料を納付しなかった場合

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

別表（第3条関係）

掲載場所	規格	掲載期間	料金 (1 枠につき)
ポケット時刻表上の広告欄	縦0.5cm×横10.0cm	1年	30,000円
ポスター時刻表上の広告欄	縦2.0cm×横10.0cm	1年	30,000円
市がホームページ上に公開する市街地循環バス時刻表掲載ページ上の広告欄	おおむね40文字以内	1年	30,000円

別記

第1号様式（第6条関係）

第2号様式（第7条関係）